

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務並びに厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料（以下「労働保険料」という。）の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている厚生年金保険及び国民年金の保険料並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の保険料（以下「年金保険料等」という。）の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めることにより、個人情報 の適切な管理のために必要な措置を講じつつ、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 歳入庁の設置

1 内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 歳入庁は、平成二十九年度中に置かれるものとする。

(第二条関係)

第三 歳入庁が一元的に行う事務等

1 次に掲げる事務又は業務については、歳入庁において一元的に行うものとする。

一 内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務

二 厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する事務のうち、労働保険料等の徴収に関するものその他その徴収に関し必要となるもの

三 日本年金機構が行っている業務のうち、年金保険料等その他徴収金の徴収に関するもの、厚生年金保険及び国民年金並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の被保険者の資格に関するものその他これらに関し必要となるもの

四 一から三までに掲げるもののほか、これらと一元的に行うことが政府全体の業務の効率化及び国民の利便性の向上に資する事務又は業務

2 1の事務又は業務のうち内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の納付を行う者の利便性の向上を図りつつ業務の効率化を進める観点から民間に委託することが適当なものについては、民間への委託を

することができるものとする。

(第三条関係)

第四 歳入庁の職員の定員等

1 歳入庁の職員の定員は、歳入庁が設置される直前における国税庁の職員の定員にできる限り近い必要最小限の数とするものとする。

2 歳入庁の設置に伴い退職をする者が生じる場合においては、当該退職に際し、適切な配慮がなされるものとする。

(第四条関係)

第五 歳入庁の設置までの検討

政府は、歳入庁が設置されるまでに、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 歳入庁に引き継がれる年金保険料等の納付等に係る個人情報その他のその保有に係る個人情報漏えいし、滅失し、又は毀損することを防止するため、管理責任の所在の明確化その他のその個人情報の適切な管理のために必要な体制の整備等を行うこと。

二一に掲げる事項について所要の措置が講ぜられた後できる限り早期に国税庁が有する内国税の賦課及び徴収に関する情報システム、厚生労働省が有する情報システムのうち第三の1の二に掲げる事務に関するもの並びに日本年金機構が有する情報システムのうち第三の1の三に掲げる業務に関するものを統合するとともに、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に資する各種のデータベースに関する関係行政機関との連携を強化すること。

(第五条関係)

第六 地方税の徴収事務の委託に関する検討

政府は、地方公共団体が歳入庁に対し地方税の徴収に関する事務を委託することができる制度の導入について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(第六条関係)

第七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務並びに厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料（以下「労働保険料」という。）の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている厚生年金保険及び国民年金の保険料並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の保険料（以下「年金保険料等」という。）の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めることにより、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じつつ、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資することを目的とする。

（歳入庁の設置）

第二条 内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他

の措置を講ずるものとする。

2 歳入庁は、平成二十九年度中に置かれるものとする。

(歳入庁が一元的に行う事務等)

第三条 次に掲げる事務又は業務については、歳入庁において一元的に行うものとする。

一 内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務

二 厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する事務のうち、労働保険料等の徴収に関するものその他その徴収に関し必要となるもの

三 日本年金機構が行っている業務のうち、年金保険料等その他徴収金の徴収に関するもの、厚生年金保険及び国民年金並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の被保険者の資格に関するものその他これらに関し必要となるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらと一元的に行うことが政府全体の業務の効率化及び国民の利便性の向上に資する事務又は業務

2 前項の事務又は業務のうち内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の納付を行う者の利便性の向上を

図りつつ業務の効率化を進める観点から民間に委託することが適当なものについては、民間への委託をすることが出来るものとする。

(歳入庁の職員の定員等)

第四条 歳入庁の職員の定員は、歳入庁が設置される直前における国税庁の職員の定員にできる限り近い必要最小限の数とするものとする。

2 歳入庁の設置に伴い退職をする者が生じる場合においては、当該退職に際し、適切な配慮がなされるものとする。

(歳入庁の設置までの検討)

第五条 政府は、歳入庁が設置されるまでに、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 歳入庁に引き継がれる年金保険料等の納付等に係る個人情報その他のその保有に係る個人情報が増え、漏えいし、滅失し、又は毀損することを防止するため、管理責任の所在の明確化その他のその個人情報の適切な管理のために必要な体制の整備等を行うこと。

二 前号に掲げる事項について所要の措置が講ぜられた後できる限り早期に国税庁が有する内国税の賦課及び徴収に関する情報システム、厚生労働省が有する情報システムのうち第三条第一項第二号に掲げる事務に関するもの並びに日本年金機構が有する情報システムのうち同項第三号に掲げる業務に関するものを統合するとともに、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に資する各種のデータベースに関する関係行政機関との連携を強化すること。

(地方税の徴収事務の委託に関する検討)

第六条 政府は、地方公共団体が歳入庁に対し地方税の徴収に関する事務を委託することができる制度の導入について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じつつ、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。